職員からの苦情相談に関する規則

平成17年３月25日

人事委員会規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第８条第１項第11号及び第５項の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第４条第１項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第２条　職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(１)　離職に関する苦情相談

(２)　法第28条の４又は第28条の５の規定に基づく採用に関する苦情相談

（職員相談員）

第３条　人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、事務局長及び苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

（事案の処理）

第４条　職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

２　人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

３　事案に係る問題について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定による審査請求又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（令和３年香川県人事委員会規則第19号）第10条第１項の規定による措置要求の受理若しくは不利益処分についての審査請求に関する規則（令和３年香川県人事委員会規則第18号）第５条第１項の規定による審査請求の受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第５条　職員相談員は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

第６条　職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第７条　職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第８条　任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力）

第９条　人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

２　前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

２　職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第10号を第11号とし、第６号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

(６)　職員からの苦情相談に関する規則（平成17年香川県人事委員会規則第３号）第５条の規定による調査を受ける場合

附　則（平成28年３月31日人事委員会規則第23号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年８月27日人事委員会規則第20号）

この規則は、令和３年９月１日から施行する。